第 67 回・歴史教育者協議会全国大会（宮城/東北大会）レポート
第２１分科会（障がい児教育）

日時：2015 年 8 月 9 日（日）～８月 11 日（月）
場所：東北学院大学土樋キャンパス
報告者：竹下　忠彦
所属：都立府中けやきの森学園（東京歴教協・町田支部）

分科会特別報告

都立肢体不自由校高等部の教育課程への「類型化」導入問題を考える

（1）はじめに（本報告の目的）

肢体不自由校高等部の教育課程の「類型化」導入は肢体不自由校高等部の準ずる課程の生徒をターゲットにした都教委の施策である。

この施策のねらいは、肢体不自由校にも選別主義や競争主義の考え方を持ち込み、特に将来タックスペイヤーになることが期待される『準ずる課程在籍の一部の生徒層』に、大学進学に特化した進学タイプの高等学校並みのカリキュラムを押し付け、大学進学実績をあげようというものである。

この施策は各校に平成 27 年 4 月から導入されるのが必至の情勢である。そこでやむを得ず各校では都の施策（類型化）を受けざるをえない。

そこで、都教委のねらいを批判的に捉えながら、実際の生徒に合わせ、現場ではどのような工夫ができるかを、考えてみたい。

（２）準ずる課程の生徒の実態について

まずは、肢体不自由校の準ずる課程に在籍する生徒の実態をみておこう。現在ではどの学校でも準ずる課程に在籍する生徒の数は少ない。例えば、Ａ校の高等部の場合、今年度（2015 年度）で、全高等部生徒 27 名中３名である。どこの学校でも高等部段階で１～２割程度の在籍数である。

肢体不自由校であるので、生徒は、脳性マヒ、その他脳系統の疾患、筋疾患、脊髄・末梢神経系の疾患を抱えているのが共通点であるが、軽い知的障害、軽い発達障害等を併せ持つケースもあり、実際には学年相当の教科の授業を展開できる生徒はこの中でも一部である。下学年の教科内容で学習を進める場合が多い。

自分の障害・病気を受容しきれていない生徒、小中学校と普通学校に在籍し、いじめにあい自分に自信がない生徒、障害があるがゆえに家庭事情が複雑で、家族の支援が受けにくい生徒等が多く、教科の学習をする前提である高等部入学までの基礎学力が十分に身についていない生徒が多い。また学力の幅も大きい。メンタル面での日常的ケアが必要な生徒も多い。

また現在準ずる課程については、そもそも準ずる課程に在籍するよりは、知的代替の課程に所属し、ゆったりとした教育課程の中で人間的成長を図った方がいいと考えられるケースもあり、どのような生徒が準ずる課程に在籍するがのぞましいのか、議論のあるところでる。

（３）類型化導入までの都立肢体不自由校の高等部準ずる課程の生徒の教育課程について

前回の高等部学習指導要領の改訂（2004 年・平成 16 年度）時あたりから、中学部・高等部の準ずる課程の授業時数の確保が、教育庁指導部による教育課程編成・管理の説明会の場で強く言われ始めた。

高等部の場合を例にとろう。授業時間は１コマ＝５０分。１ 日当たり６コマ。１ 週間で３０コマを確保せよ。授業と授業の間に 5 分の休憩を入れること。給食の時間は授業時間にはカウントしない。給食の３０分確保せよ。昼休みは２０分とする。スクールバスから下車して 10 分の移動時間をとること。同様にＨＲ終了から、スクールバス乗車まで 10 分の移動時間を確保せよ。また決定学級のＨＲの時間は１０分。以上を基本に時間割を作りなさいというのが都教委の指導方針である。

ここから、準ずる課程の高等部生徒は学校にいる時間が規定されることになった。５０分×６コマ＝３００分。給食時は５０分。休み時間５分×６＝３０分。決定学級のＨＲ10 分×２＝20 分　朝と帰りの移動時間 10 分×２＝20 分　合計 420 分（7 時間）。（実は、肢体不自由校の生徒はほぼ全員がスクールバスを利用して登下校するため、他の教育課程（知的代替、自立中心）も同じように時間割をつくらざるを得なくなった。）

つまり、８：４５に登校する学校では、高等部の下校時間は１５：４５とほぼ決まってしまったのである。

学習指導要領の改訂により、準ずる課程の標準年間授業時数は、30ｈ×35 週＝1050ｈとなったが、この年間授業時数を都立の肢体不自由校高等部の３つの教育課程（特に準ずる課程）では絶対に確保するという強固な方針を、都教委は持ち、以来現在（2015 年度）までこの方針を各学校に押しつけている。

この授業時数の確保方針の押しつけは、時数をしっかり確保すればよいというだけの問題ではなかった。これまで、準ずる課程の生徒たちは、生徒会活動、行事や交流などを必要に応じ行ってきた。それらは長年必要とみなされ、授業にみなされて行ってきたものである。しかし、新たな都教委の指導によれば、これらは、授業と認められないので、授業カウントしてはいけない。授業とする場合は、ねらいを各教科の授業のねらいとすることができる内容のみ認めるなど、これまでのようなやり方が通用しなくなったのである。

また、授業時数の確保の押しつけが一段落すると、次に都教委は、各学校の教育課程届けの内容に口出しを始めた。これまでほとんどの肢体不自由校では、準ずる課程の教育課程は、基本的に単一プログラムであった。つまり準ずる課程に進んだ生徒は、１年～３年までどの生徒も同じ教科・科目を履修して卒業していくようなプログラムだった。学力の個人差にはその中で対応を変えて工夫していた。

ところが、選択科目を多くおきなさい。また普通、文系希望の生徒と理系希望の生徒がいるはずだから文系・理系どちらにも対応できるような選択科目を入れなさいという指導が始まった。私たち高等部現場の教務担当者は、肢体不自由校高等部の準ずる課程の生徒の実態が、文系・理系や体育・音楽大学等希望等に分けることができるほどに基礎学力がついている訳ではないいことが分かっていたが、都教委の指導を、教育課程届出上受け入れざるを得なかった。その指導は 2010 年くらいから厳しいものになっていった。

都教委の指導の意図は数年かけて見ると、透けてみえてくるものがあった。最初は、理科や社会の科目を一定程度履修科目に配置していけという指導だったが、２～３年たつと、繰り返し学習をする教科は２回までとか、自立活動や総合的な学習の時間が多すぎるなど、余裕のあるカリキュラムで生徒に対応していたＡ校ではカリキュラムの一番肝心なところを改めろという指摘がはいるようになった。2013 年 2 月、Ａ校ではついに校長が

呼び出され、大幅なカリキュラム変更を余儀なくされた。週に５コマあった自立活動は週２コマに強権的に訂正させられ、その分、国語・英語・数学等の時間を増やさざるを得ない事態に立ち至ったのである。ちょうど同じころ、肢体不自由校の準ずる課程に類型化を導入する時期が平成２６年度（2014 年度）または平成２７年度（2015 年度）であることが各校に伝わってきた。

各校高等部への以上のような履修科目に立ち入る細かく執拗な指導は、類型化導入への地ならしであったと言える。

（４）現場では、類型化導入にどう対応していったか

しかし、２）で述べた生徒の実態からわかるように、全体在籍数からすると少数派である準ずる課程の、実に多様な生徒たちに、「大学進学向け教育課程」と「そうではない進路をとる生徒向けの教育課程」の２つに分けて授業を行う類型化構想は、無理のある構想と言わざるを得ない。

では現場ではどう対応していったか。Ａ校高等部の例を取り上げ、具体的な対応、考え方をみていくことにする。資料１～資料５に添いながら口頭で説明をする。

資料１　（改定版）昨年度、類型化についてのＡグループ会と教務の話し合い（報告）（7 月 24 日付け）

資料２　前回（7 月 24 日）の準備会で確認した検討事項は以下の通りです。（8 月 25 日付け）

資料３　類型別　時間割（単位表）　総合類型、特別進学類型（文科系）、（理科系）　（8 月 29 日付け）

資料４　類型化導入にあたって（11 月 12 日付け）

資料５　学校設定教科（科目）の概要

「国・数・英基礎演習」　総合類型　２年次、３年次　各１単位
「作業演習１・Ⅱ」　総合類型　３年次　１単位
「英語演習」　文系２年次：１単位　理系２・３年次：各２単位
「国語演習」文系２年次：１単位　文系３年次２単位
「数学演習」文系３年次：３単位
「公民演習」文系３年次：１単位
「地歴演習」文系３年次：１単位
「産業社会と人間」共通　１年次１単位　２・３年次２単位

＊「地域と生活」（総合類型に導入を検討した）は 2014 年１１月始めの話し合いにより設置しないことになった。

(5)高等部の準ずる課程の生徒にふさわしい教育課程とは

私たちが求める高等部教育は、都教委による「類型化」では実現できない。
「型化提」には在籍する生徒の現状分析はなく、現状をまったくみていない。また生徒にどのような高等部生活を送ってほしいという理念はまったく感じられない。

都障教組の教研推進会議では、高等部教育について以下のように提言している。

○高等部教育を、青年期教育としてとらえる。(「まだすぐに大人にはならなくとも良い自由なこの時期に、これまでの学校教育で培ってきたこの力を基礎に、さらに自らの人間的諸能力をゆたかに開花させ、主権者として自分らしく生きていく基礎を築く。」)
○青年期にある高等部生徒の特徴と必要な教育
＊子どもから大人の体と心へと成長する、変化が激しくて不安定な時期
→自分のからだと心に起こっている変化の意味を知り男性あるいは女性として体と心の主人公になるために、また自分の性を大切にし、相手の性を理解して生きるために性教育が必要

＊自我が強くなり、自分を主張して、大人に対して反抗するようになる。それとともに、大人の価値観に従ってきた自分から、自分なりの考えをするようになる。
→形を教え込むという発想ではなく、生徒の活動や内面の動きを見守り、生徒に向き合う教員の姿勢が必要

＊他人と比較して自己評価し、劣等感を持つ。
→単純な評価基準で優劣の評価をしないで、一人一人の生徒の長所を評価し、自分らしさと友だちらしさに気づいて協力し合い、支え合う集団づくりを進める。

＊親からの自立、友達関係を求める。
→自治的活動を通して、主権者としての力を培う。
→寄宿舎生活（生活自立、集団生活）が貴重な体験となる。

＊自分なりの興味・関心を持って、個性がはっきりする。美しさ、正しさ等文化の価値に心がひかれるようになる。
→教科学習を十分に保障し、芸術・文学を味わい、スポーツに打ち込む経験をもつことが大切。

＊障害を持つ自分について、悩みを持つ。
→基本的人権の学習、障害者の歴史の学習等を通して自らの人権について知る教育が必要。

＊体が大人に近づくと、周囲も大人として評価し、期待するようになる。その期待に応えようという自覚が生まれる。
＊社会を知りたい、働きたい、生活したい、と自分の世界を拡げていく。大人への強いあこがれを持つようになる。
→社会に参加する学習、考える力を育てる労働教育、進路を選ぶ力を育てる進路指導という視点で、社会と切り結ぶ活動を展開することが重要。(pp67-68)
（「いのちとひとみ輝く教育をめざして　2009・2010 年度　教研推進会議報告集」）

私たちは、教研推進会議の提言の方向で高等部の準ずる課程の教育課程づくりを指向したい。しかしながら、現実問題として、「類型化」への対応が各学校に迫られている。そこで、本報告では、対応のポイントとして以下①～④を指摘しておきたい。

①まずは、「類型化」問題を、学部の教員全体の問題とし、生徒分析、生徒につけたい力、あるべき教育内容について全体で話し合う必要がある。

②その上で、様々な実態・学力をもつ生徒の一人一人にあった教育課程を考案する。どうしても教育課程を分けなければならないのだとしたら、ポイントは、教育課程を分ける基準が「就労先別」とか「当面の進路先別」ではなく、生徒の発達課題別であろう。

教科、科目等の履修の種類・数、行事の在り方、学部、学年、学級活動の在り方、進路指導の在り方等

③　①・②を行った上で都の「類型化」提案との「すりあわせ」を行う必要がある。

④「類型化」をせざるを得ないとして、ポイントとなるのは、何のための「類型化」か、何のための教育課程変更かどうかということである。

大切なのは、様々な発達段階にある生徒たちの一人一人にあった教育課程であること。現在の当該学校での教育課程の問題点・課題が解消の方向に向かうかどうか。また類型化によって現在の教育課程の良さが失われないかも、類型化問題に対応する時忘れてはならない視点であろう。

(6)まとめ

肢体不自由校の高等部では、準ずる課程の生徒（そもそも高等部内の少数派）をわざわざ２つの「類型」（カリキュラム）に分けて教育実践を行う必要性を感じない。一つのカリキュラムの中で、きめ細かい個別的指導を行い、大学進学、専門学校、職能開発校、一般就労、福祉就労、在宅就労など様々の進路に進む生徒への指導を行ってきた実績があるからである。しかし、強引にも都教委は、『類型化』導入を強行した。

そこで『類型化』導入にあたっても、生徒の実態とどのようなカリキュラムが生徒に適切であるかの議論を丁寧に行い、実態に即したできるだけ無理のないカリキュラムをつくることがなによりも肝要であると考える。

本レポートで取り上げたＡ校では、準備 2 年目の昨年度（2014 年度）、特に学校設定教科（科目）の内容検討に力を入れてカリキュラム準備を行った。特に『総合類型』のカリキュラムにおける学校設定科目の内容の吟味が、重要と考えたためである。

どのような生徒を『特別進学類型』、『総合類型』に在籍させるかについての基準については、各学校の判断にまかされている。そこで、基準の設定や、１年次のガイダンス、本人や保護者との個別面談等が大変重要になってくる。

本報告のＡ校では、『特別進学類型』に在籍する生徒は、共通一次テストや私立大学の一般入試を受験し合格するだけの学力を持つ生徒に限定する方針である。その他の生徒は『総合類型』に籍をおく構想で、平成 27 年 4 月の類型化導入を迎えた。大多数の生徒は『総合類型』に籍をおくと想定している。

また『特別進学類型』に在籍するような学力を持つ生徒は、現在数年間に 1 人くらいの割合で進学してくるのが現状であり、少数派の中の少数派である。該当する生徒が入学してきた時の対応が問題となる。問題は２つある。

１つ目は『特別進学類型』のカリキュラムが、普通高校進学校並みの内容であり、肢体不自由をもつ生徒が、体力的にも、内容的にも本当に消化できるのか、という問題である。

２つ目は、受け入れる側の高等部の教員の教科指導体制が本当に整えられるのかという問題である。

このような進学希望を持っている生徒は、いいか悪いかは別として現状では普通高校に進学していると思われる。私たちの経験によれば、肢体不自由校高等部に進学してくる生徒層は、大学進学希望を持つ生徒であっても、体のケアの充実、普通校よりもゆったりとしたカリキュラムを求めている。本来、肢体不自由校高等部の準ずる課程では、このような生徒たちの要望に応えながらカリキュラムを編成していくべきで、普通高校のカリキュ

ラムを横引きしたようなこの都教委の類型化構想（特に特別進学類型）は、うまく機能しないと思われる。

最後に**（２）準ずる課程の生徒の実態について**で指摘した「そもそも準ずる課程に在籍するよりは、知的代替の課程に所属し、ゆったりとした教育課程の中で人間的成長を図った方がいいと考えられるケース」についてである。類型化が導入されても、どのように具体的進路指導するかについては、各学校現場に任されている側面がある。当該生徒の実態をしっかりつかみ、当人にとって最善の処置になるように、ぎりぎりまで現場で教育課程（内容）の工夫を考える必要がある。直接関わる教員の責任は大きい。